

# 本庄フットボールクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本団は、「本庄フットボールクラブ」と称する（以下「本団」という。）

(目的)

第2条 本団は、サッカー活動を通じて少年少女団員（以下「団員」という。）の心身の向上による団員の健康育成を図るとともに、礼儀やルールを重んじ、互いに協力し助け合い、各々の自主性や協調性を高め、団体スポーツを通じた健全なスポーツ精神の養育を目的とする。

(活動)

第3条 本団は前条の目的を達するため、次に掲げる活動を行う。

(1) 定期練習

練習日…毎週土曜日、日曜日、祝日

練習場所…本庄中央グラウンド、本庄小学校、他

(2) 各種対外試合（公式戦、練習試合、招待試合を含む）

(3) 合宿

(4) 初蹴り・クリスマスフェスティバル・中城カップ・卒団式

(5) その他本団の目的達成に必要な活動

## 第2章 団員

(団員の資格)

第4条 本団の団員は、神戸市東灘区の小学生児童および幼児児童を中心に編成される。

2. 入団資格者は満5才から小学校6年生までの児童であり、練習その他の日常活動に支障がないと認められる場合とし、且つ保護者においては第2条の主旨への賛同ならびに本規約の遵守、必要に応じた団員の送迎、荷物当番、試合当番等への可能な限りの協力が得られる場合とする。

## 第3章 組織

(指導者組織)

第5条 本団は以下の指導者組織により団員の指導を行う。

(1) 代表1名

(2) 監督1名

(3) 副代表1名

(4) 部長1名

(5) メインコーチ各チーム1名

(6) 担当コーチ各チーム必要数

2. 指導者はボランティアとし、一切の収入を得るものではない。
3. 必要に応じて1人が複数の役割を兼任することができる。

(指導者等の選任)

第6条 代表および監督により各チームのメインコーチ、担当コーチを選任する。

2. コーチの加入・退団については、代表および監督にて検討・承認する。
3. 本条の決定事項は、第13条に定める総会で代表より団員保護者へ周知する。

(役員)

第7条 本団は以下の役員を置き、指導者組織と協議・調整のうえ本団の円滑な運営を行うものとする。

- (1) 団トップ1名・Aチーム団員保護者
  - (2) 本会計1名・Bチーム団員保護者
  - (3) 会計監査2名
  - (4) トップ各チーム1名・チーム団員保護者
  - (5) サブ各チーム1名ないし2名・チーム団員保護者
  - (6) 会計各チーム1名ないし2名・チーム団員保護者
2. 役員は団員保護者より選任されるものとし、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
  3. 役員はボランティアとし、一切の収入を得るものではない。

#### 第4章 入団手続き等

(部費等)

第8条 本団の部費等は以下のとおりとする。

部費 …	1, 500円/月
登録費 …	1, 800円 (日本サッカー協会への登録費)
スポーツ保険 …	800円/年

試合交通費、合宿等遠征積立金、ユニフォーム等購入費用は別途必要。

(入団手続き・体験入団)

第10条 本団への入団申込は随時受け付ける。

2. 入団の手続きは入団希望者とその保護者が本団の主旨、目的、規約および運営方法等について十分に説明を受けた後、入団申込書を団代表宛てに提出する。
3. 団員は入団後、団指定の本庄Tシャツとソックスを購入する。
4. 本団への入団を検討するため、希望者は体験入団に参加することができる。無料期間は1カ月間とし、前条スポーツ保険への加入を参加条件とする。

(休部)

第11条 団員が傷病その他正当な理由により、1カ月以上継続して練習への参加ができ  
ないと見込まれる場合、団員保護者は事前に所属チームの指導者に休部を申入れ  
る。

2. 前項休部手続きを行った場合に限り、休部期間中の部費は免除される。

(退部)

第12条 団員が退部しようとする場合、団員保護者は所属チームの指導者を通じ、団代  
表・監督宛てに退部を申入れる。

2. 退部を受理した月をもって退部を承認する。なお月途中の退部であっても当該月の  
部費は返還しない。

## 第5章 会議等

(総会)

第13条 本団は年1回、原則として新年度第一日曜日に総会を実施する。

2. 総会には指導者組織、役員ならびに団員保護者全員の参加を原則とする。なお諸  
事情により欠席する団員保護者は、委任状を各チームトップに提出する。
3. 総会は、団員保護者の半数以上の出席（委任状を含む）を成立の要件とする。
4. 総会において、以下の事項に関する報告および議案の提出を行う。
  - (1) 前年度活動報告
  - (2) 前年度会計報告
  - (3) 本年度活動計画
  - (4) 本年度会計計画
  - (5) 本年度指導者組織編制報告
  - (6) 本年度役員報告
5. 前年度会計報告は、代表、副代表、会計監査が記名捺印を行い、出席団員保護者の  
過半数以上の賛同により承認される。
6. 本年度活動計画および会計計画は、出席団員保護者の過半数以上の賛同により承認  
される。
7. 緊急かつ重要な案件審議のため、臨時の総会の開催を、指導者組織および役員の協  
議により決定することができる。

(コーチ会議)

第14条 代表は定期的または臨時に指導者組織を構成する者の全員または一部を指名し、  
コーチ会議を開催することができる。

2. コーチ会議においては、団の活動内容、指導方針・内容、その他活動に必要な内  
容を協議し、決定する。

## 第6章 その他

(諸活動への参加)

第15条 本団運営の主体は団員保護者であることを認識し、諸活動へ自主的且つ積極的に参加する。

2. 試合等への送迎や応援、各種団行事ならびに中央公園清掃等の地域ボランティア活動等について、団員保護者はその役割分担にもとづき、協力して準備・参加・運営等を行う。

(事故等への対応)

第16条 指導者、役員、団員保護者は、団員の安全のために万全の注意を払う。

- (1) 事故等が発生した場合、救急連絡や救護活動等の適切な措置を講じるとともに速やかに代表、監督、副代表、団員保護者等へ連絡を行う。
  - (2) 団員が病院施設等へ搬送された場合、指導者が同行し医師等による状況説明を受ける義務を有する。
  - (3) 指導者は一時措置完了後、代表、監督、副代表、団員保護者へ再度状況を報告する。
2. 発生した事故等で、スポーツ保険の及ばない範囲がある場合、その部分について本団はその責を負わない。

(遵守事項)

第17条 指導者、役員、団員保護者、団員、その他関係者は、以下の事項を遵守する。

- (1) 挨拶の徹底を図ること。
- (2) 団員は指導者の指示に従うこと。
- (3) 団員個人の持ち物には名前を記入し、団員自身で管理すること。
- (4) 団備品は大切に扱い、管理を徹底すること。
- (5) 試合等の準備・後片付けは、団員自身が率先して行うこと。
- (6) 団員が各種活動を欠席する場合、団員保護者は事前に所定の方法により指導者・役員へ連絡すること。
- (7) 本団の指導者・役員・団員保護者・団員、他チームの指導者・保護者・団員、審判等への批判は行わないこと。
- (8) 本団の信用を毀損するような言動は厳に慎むこと。
- (9) 常に感謝の心を持ち、リスペクトの精神で活動すること。

(規約の変更)

第18条 本規約の内容は、指導者組織の過半数以上の賛同により変更できる。

2. 規約を変更した場合、第13条に定める総会で、代表によりその内容の報告および説明を行う。

付則

規約制定令和5年4月1日

### ～理念～

- ・当団に入って良かったと思われる団づくり
- ・その時その場で全力を尽くせる人づくり
- ・自分自身で考え判断できる選手づくり

### ～指導方針～

- ・子供の創造性協調性自発性の尊重
- ・この指導者に教わって良かったと思われる指導
- ・サッカーを生涯スポーツだと思わせる指導

### ～指導に関して～

- ・各年代にあった指導方法を選ぶ（レベルにあった指導）
- ・学ぶことをせずして指導者の資格なし（年一度リフレッシュに行く）
- ・1、2年の間は勝負にこだわらず全員試合に出す（練習参加重視）
- ・サッカーを好きで送り出す
- ・基礎をしっかり身につけさせ、応用力を身につけさせる  
（止める・蹴る・追いかける）
- ・しっかり挨拶のできる子供を育てる\_\_